

公費負担のQ & A

1 共通事項

Q 1 「条例で定められた上限金額」で契約しようと思いますが、問題がありますか。

A 条例は、あくまで公費負担の上限額を定めたものであり、契約金額は契約当事者の合意により定められるものです。

しかしながら、候補者の選挙運動用費用を公費で負担する制度でありますので、契約内容（金額、数量）の妥当性について説明できるよう適正な契約を行っていただく必要があります。

Q 2 実際に要した費用に関係なく、定額で負担してもらえる制度ですか。

A 公費負担制度は、条例で定める上限額の範囲内で実際に要した費用を負担する制度であり、定額負担ではありません。

実際に要した費用が上限額を超えている場合は、上限額まで公費負担しますが、上限に満たない場合は、実際に要した費用を公費負担します。

Q 3 必ず契約書を作成する必要がありますか。

A 選挙公営制度を利用するためには、契約業者等と有償による契約を書面により締結し、それを選管に届出する必要があります。

なお、候補者と業者等を取り交わす書面については、必ずしも「契約書」という名称を有するものに限りません。「借受書」、「賃渡証」、「承諾書」などの名称であっても、候補者の申込意思と契約業者等の承諾意思とが書面上明らかにされていれば、差しつかえありません。

Q 4 使用（作成）証明書を契約業者に交付するのは、選管に契約届出書を提出後すぐに行うべきですか。

A それぞれの契約履行後に行ってください。

使用（作成）証明書は、いずれも実際の使用（作成）に基づき作成するものなので、契約履行後直ちに作成し、契約業者へ交付することになります。

2 選挙運動用自動車の使用（借入れ）

Q 1 対象となるのはどのような自動車ですか。

A 主として選挙運動のために使用され、選管が交付する表示をした車両です。候補者 1 人につき 1 台です。

Q 2 選挙運動用自動車として 1 台、事務所の連絡用に 1 台借りる予定です。2 台とも対象になりますか。

A 公費負担の対象は、選挙運動用自動車 1 台のみです。

Q 3 レンタカー業者が車両に看板やスピーカーの取付けを行い、その費用を含めてレンタル代金として契約した場合、この代金すべて対象になりますか。

A 車両本体のみが公費負担の対象であるため、レンタカー業者の「基本料金」以外の看板費用、スピーカー等の付帯料金は対象になりません。

車両本体以外の費用（看板レンタル代、スピーカーレンタル代等）が含まれているのであれば、車両本体と車両本体以外の費用とを明示した有償契約をする必要があります。契約書に記載できない場合は、見積書の契約内容の内訳明細書が必要です。

Q 4 選挙運動期間前から借りたいのですが、その期間も含めたレンタル代金を公費負担請求できますか。

A 公費負担の対象期間は、立候補届出日から選挙期日の前日までの選挙運動期間です。したがって、選挙運動期間前の借入代金分は公費負担の対象外となるため請求できません。

（無投票の場合は、立候補届出日の 1 日分が公費負担対象の期間です。）

Q 5 選挙運動期間の前後の期間を含めて借入れをする場合、契約書に記載する契約期間はどのように記載すればよいですか。

A 契約書に記載する契約期間は、契約時に定めた借入れ期間を記載します。

選挙運動期間の前後を含めて契約する場合、その契約期間を記載することとなります。

なお、公費負担の対象期間は選挙運動期間に限られますので、選挙運動期間の前後の期間の借入代金は、公費負担の対象外です。

Q 6 月極契約により借り入れた場合、公費負担の対象となる金額はいくらですか。

A 1日当たりの借入金額に対し公費負担するため、契約に当たっては、1日当たりに借入金額を当事者間で明確にして契約する必要があります。また、レンタカー業者と月極解約する場合、各業者が国土交通省に届出している料金体系に基づき契約します。

「1か月〇〇万円」のような1日当たりの借入金額を設定していない場合は、契約金額を契約日数で除して算出した1日当たりの金額（13,390円を超える場合は、13,390円）に、選挙運動期間中に選挙運動用自動車として使用した日数を乗じて得た金額が対象となります。

Q 7 レンタカー業の許可業者以外の者から借りることはできますか。

A 次の(1)及び(2)に該当する場合を除き、契約相手方の条件は規定されていません。

(1) 候補者と生計を一にする親族（当該親族がレンタカー業を営む場合を除く）からの借入れ

(2) ハイヤー契約による借入れ（自動車の借入れ、運転手雇用、燃料代を一括で契約）

Q 8 親族の車両を借りて使用した場合、契約を締結していれば請求できますか。

A 生計を一にする親族から借りる場合は、公費負担の対象となりません。

ただし、その親族がレンタカー業を営んでいる場合は、公費負担の対象となります。

親族：6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族

3 選挙運動用自動車の使用（燃料の供給）

Q 1 選挙事務所の業務用自動車の燃料も対象となりますか。

A 対象となりません。

Q 2 選挙運動用自動車に使用した燃料は、全て公費負担の対象となりますか？

A 選挙運動期間中、選挙運動用自動車1台に給油した燃料代が公費負担の対象です。

ただし、公費負担額は、選挙運動期間中に給油した燃料代の総額と限度額（7,210円に選挙運動期間の日数を乗じて得た金額）を比較して、いずれか低い方の金額となります。

4 選挙運動用自動車の使用（運転手の雇用）

Q 1 契約した運転手に選挙運動用自動車以外の自動車も運転してもらっている場合、この運転手の雇用費用は全額対象となりますか。

A 運転手が実際に選挙運動用自動車を運転した日に限り、公費負担の対象となります。

契約を締結している場合でも、選挙運動用自動車を運転していない日は、公費負担の対象になりません。

Q 2 選挙運動期間中、複数の運転手と契約する場合、対象となりますか。

A 公費負担の対象は、1日当たり運転手1人です。同一日に運転業務が重ならない場合は、各々が公費負担の対象となります。同一日に複数の運転手が業務に就く場合は、候補者が指定するいずれか1人の運転手のみ公費負担の対象となります。

5 ビラ・ポスターの作成

Q 1 ビラやポスター作成に関するどのような費用が対象となりますか。

A その作成に要した費用は全て公費負担の対象となります。（金額、作成枚数に上限があります。）

例えば、印刷費の他にデザイン料、写真撮影費などが考えられます。

Q 2 選挙運動用ビラと掲示場用ポスターを一括発注した場合、デザイン料や写真撮影費はどのように請求すればよいですか。

A 例えば、双方の作成枚数を用いてデザイン料を按分する等の方法が考えられます。いずれにしても、契約当事者間において、合理的に説明できる方法で、公費負担の対象経費と対象外経費に区分することが求められます。